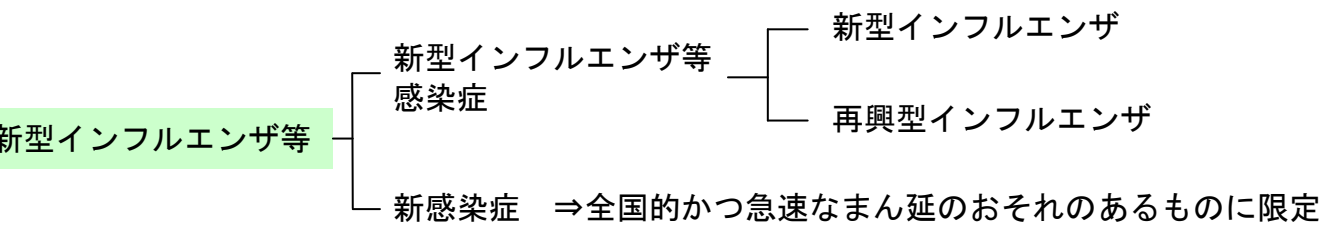


八尾市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

I. 計画策定の背景

1. 新型インフルエンザ及び新感染症は、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、社会的影響をもたらすことが懸念されている。
2. 平成 25 年 4 月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行され、病原性の高い新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、国及び地方公共団体においては、実施体制等を整備する必要がある。
3. 本市では、特措法の施行を受け、対策の充実や強化を図るため、平成 26 年 1 月に行動計画を作成し、その後、中核市移行に伴い、市保健所の役割を加えるべく、同計画を変更した。
- ※今後、政府ガイドライン等をもとに業務要領等を整備し、対策の充実を図る。

II. 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症



III. 対策の目的及び基本的な戦略

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える。
- 〈被害想定〉 米国疾病管理予防センター（CDC）モデルによる推計

	八尾市	大阪府	全国
人口	約271,000人	約886万人	約1億2,806万人
罹患者数	約67,800人	約220万人	約3,200万人
受診患者数	約52,900人	約173万人	約2,500万人
入院患者数	約1,130人	約3万7千人	約53万人
死亡者数	約360人	約1万2千人	約17万人
1日当りの最大入院患者数	約220人	約7千人	約10万1千人

IV. 本市行動計画における主要 6 項目の対策

(1) 体制整備	●国・府が対策本部を設置した時は市長を「本部長」とした危機管理対策本部を設置する。 ●国が緊急事態宣言を発出した時は、市長を「本部長」とした対策本部を設置する。
(2) 情報収集・サーベイランス	●多様なサーベイランス（患者発生、ウイルス、入院、学校等）により、様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を市民に定期的に還元する。
(3) 情報提供・共有	●基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用して、外国人・障がい者・高齢者等に配慮した分かりやすく、正確かつ迅速な情報を継続的に提供する。 ●大阪府の要請により、市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する。
(4) 予防・まん延防止	●マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染対策の普及を図る。 ●国等の指示により、市民への予防接種を実施する。 ・緊急事態宣言が発出されていない場合は、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく接種（希望者のみ） ・緊急事態宣言が発出されている場合は、予防接種法第 6 条第 1 項に基づく接種（全市民を対象） ●大阪府が実施する以下の感染拡大防止策に適宜協力する。 ・不要不急の外出の自粛要請の取り組み ・施設の使用制限の要請の取り組み
(5) 医療	●帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来を設置する。 ●府内感染期には、一般の医療機関においても医療の提供を行う。 ●既存の医療施設の対応能力を超える事態においては、大阪府や関係機関と連携協力して、臨時の医療施設を設置する。
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	●大阪府と連携し、在宅で療養する患者への支援等の対応を行う。 ●市民生活及び市民経済への影響が最小限になるように市民と事業者に必要な行動を呼びかけ、対策を行う。

V. 発生段階ごとの主な対策の概要

* 段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

	未発生期	府内未発生期	府内発生早期	府内感染期	小康期
目 的	○体制整備 ○市内発生の早期確認	○市内発生の遅延と早期発見 ○市内発生に備えて体制の整備	○感染拡大をできる限り抑制 ○適切な医療提供 ○感染拡大に備えた体制整備	○医療体制の維持 ○健康被害を最小限に抑える ○市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える	○市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える
実 施 体 制	○行動計画の作成 ○体制整備、府等との連携強化 ○関係機関対策会議の開催	○部局等本部の設置 ○危機管理対策本部の設置 ○関係機関対策会議の開催	○危機管理対策本部会議の開催 ○関係機関対策会議の開催 ◆ 緊急事態宣言発出時 ○「八尾市新型インフルエンザ等対策本部」の設置	○危機管理対策本部会議の開催	○体制の縮小、継続
情 報 収 集 ・ サーベイランス	○新型インフルエンザ等に関する情報収集 ○通常のサーベイランスの実施（患者発生、ウイルス、入院、学校）	○新型インフルエンザ等に関する情報収集 ○サーベイランス体制の強化（ウイルス、学校） ○全数把握	○新型インフルエンザ等に関する情報収集 ○サーベイランス体制の強化（ウイルス、学校） ○全数把握	○新型インフルエンザ等に関する情報収集 ○サーベイランスの強化体制を通常の体制に変更	○新型インフルエンザ等に関する情報収集 ○サーベイランス体制の強化（ウイルス、学校）
情報提供・共有	○継続的な情報提供 ○市民への情報提供のための体制整備	○多様な手段による情報提供 ○相談窓口等の設置	○国内外の発生状況と具体的な対策の詳細を分かりやすく迅速に情報提供 ○相談窓口等の充実、強化	○府内外の発生状況と具体的な対策の詳細を分かりやすく迅速に情報提供 ○相談窓口等の継続	○第二波の可能性やそれに備える必要性を情報提供 ○情報提供のあり方の見直し ○相談窓口等の体制の縮小
予防・まん延防止	○個人レベル、地域及び職場レベルで感染予防や対応方法についての普及啓発 ○検疫所との訓練等を実施 ○市民への予防接種の体制整備	○市内での感染拡大防止策の準備 ○感染症危険情報の発出 ○検疫所との連携強化 ○特定接種の情報収集、実施 ○住民接種の準備	○患者への対応（入院措置等） ○濃厚接触者への対応（積極的疫学調査等） ○市民、事業者等への感染予防策の勧奨 ○特定接種及び住民接種の実施 ◆ 緊急事態宣言区域指定時 ○全市民を対象とした予防接種の実施 ○大阪府が行う外出自粛要請、施設の使用制限等への協力	○市民、事業者等への感染予防策の要請 ○住民接種の継続	○第二波に備えた住民接種の継続
医 療	○地域医療体制の整備 ○府内感染期に備えた医療の確保 ○研修等の実施 ○医療資機材の整備	○帰国者・接触者相談センターの設置・周知 ○協力医療機関に帰国者・接触者外来開設を要請 ○感染症指定医療機関等に患者受入準備を要請 ○患者の搬送・移送体制の確立	○帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の継続 ○感染症指定医療機関等への移送、入院措置 ○一般の医療機関での診療に移行	○一般の医療機関での診療を要請 ○医療機関等への情報提供 ◆ 緊急事態宣言区域指定時 ○大阪府による臨時の医療施設の設置に協力	○発生前の医療体制に変更 ◆ 緊急事態宣言区域指定時 ○国及び府と連携し、措置の縮小もしくは中止
市民生活及び 市民経済の安定 の確保	○要配慮者への生活支援の体制整備 ○火葬能力等の把握 ○必要物資及び資材の備蓄	○事業者感染予防策の準備について周知 ○一時的に遺体を安置する施設の確保に向けた準備 ○外出の自粛に備え、食料品、生活必需品の適切な購入及び備蓄等の呼びかけ 等	○事業者感染予防策の取組等について周知 ○食料品、生活必需品の適切な購入の呼びかけ ○事業者感染予防策の取組等について周知 ◆ 緊急事態宣言区域指定時 ○水の安定供給 ○生活関連物資等の価格の安定のための取り組み 等	○在宅で療養する患者への支援 ○事業者感染予防策の取組等について周知 ◆ 緊急事態宣言区域指定時 ○水の安定供給 ○生活関連物資等の価格の安定のための取り組み ○要配慮者への生活支援 ○火葬炉の稼働 等	○食料品、生活必需品の適切な購入の呼びかけ ○事業者感染予防策の取組等について周知 ◆ 緊急事態宣言区域指定時 ○国及び府と連携し、措置の縮小もしくは中止 等